

基徴発第0329001号

平成16年3月29日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長 殿

労働基準局労働保険徴収課長

平成16年度における労働保険適用徴収業務の
運営に当たっての留意事項等について

平成16年度における労働保険適用徴収業務の運営については、平成16年3月29日付け地発第0329001号、基発第0329003号、職発第0329002号、能発第0329006号、雇児発第0329001号、政発第0329001号「平成16年度地方労働行政運営方針について」により通達されたところであるが、その運営に当たっては下記に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

第1 労働保険適用徴収業務の重点対策に係る留意事項

1 徴収主務課室における円滑な業務運営を行うための体制の確立

都道府県労働局徴収主務課室（以下「徴収主務課室」という。）における業務運営については、次の事項について留意すること。

- （1）都道府県労働局（以下「労働局」という。）の総務部の総務課、労働基準部の労災補償課及び職業安定部の職業安定課（又は雇用保険課）並びに労働基準監督署（以下「署」という。）及び公共職業安定所（以下「所」という。）と十分連携し、労働保険適用徴収業務が有機的かつ円滑に運営されるよう努めること。特に年度更新においては、短期間に大量の業務を処理することとなることから、地域の実情に

応じて、これら関係部局が一体となって実施できるよう協力体制を確立すること。

- (2) 徴収主務課室において作成する各種業務計画については、平成15年度の実績を踏まえた上で、徴収主務課室として組織的に一体となった計画内容となるよう配慮すること。

2 労働保険の適用促進

(1) 労働局並びに署及び所の連携

イ 労働保険の適用促進を図るためには、未手続事業の的確な把握を行うことが重要であるので、労働局及び署・所間の連携を密にして、事業主団体名簿の活用、署・所における申告・相談や求人受理、保険給付等の窓口業務を通じた把握等、創意工夫を凝らし、その把握に努めること。

ロ 把握した未手続事業に対しては、地域別、業種別等の実態を踏まえ、中期的な展望に立った年次別の具体的な適用促進計画を策定し、計画的な適用促進に努めること。適用促進計画の策定に当たっては、社団法人全国労働保険事務組合連合会（以下「全国劳保連」という。）の都道府県会との連携を図ること。

ハ 未手続事業の解消に当たっては、事業主に対してねばり強く手続を取るよう指導すること。

また、職権の積極的行使等による未手続事業の一掃について、総合規制改革会議第3次答申（平成15年12月22日）において指摘されたことに伴い、規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）に盛り込まれているが、適用促進活動によっても保険関係成立の手続（以下「成立手続」という。）を取らない悪質な事業主については、職権により成立手続を行い、保険料を認定決定すること。

なお、未手続事業の一掃に係る対応については、平成16年度中に検討の上、追って通知することとしていること。

ニ 未手続事業に対する適用促進の経過状況については、委託業務の推進のために全国劳保連の都道府県会に情報提供したものも含め、当該未手続事業ごとに台帳等を作成し、その記録を整理保管しておくこと。

(2) 社会保険事務所との連携について

労働保険の適用データと厚生年金の適用データとを突合して作成する未手続事

業所の一覧の活用を図ること。

また、社会保険・労働保険徴収事務センターが実施する事業所説明会における両保険の適用勧奨や、社会保険事務所との情報交換を実施し、効率的・効果的な適用促進に努めること。

(3) 労働保険の適用促進に係る委託業務についての全国労保連都道府県会との連携

イ 全国労保連に委託している労働保険の適用促進に係る業務（以下「委託業務」という。）の運営に当たっては、労働局と全国労保連都道府県会（以下「都道府県会」という。）との協議の場を設置する等連携を密にし、都道府県会に対して、未手続事業に関する情報提供を積極的に行うとともにその勧奨結果について報告を受ける等未手続事業の実態を的確に把握すること。また、所・署レベルにおいて労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）との協議の場を設置する等都道府県会に対する協力を積極的に行うこと。

なお、都道府県会からの上記勧奨結果の報告において、事務組合の適用促進活動によっても成立手続を取らない事業主に係る情報については、事業所に対する文書の送付や幹部の訪問等により成立手続を取るよう勧奨する等その活用を努めること。

ロ 委託事業の一環として平成13年度より実施しているパートタイム労働者・派遣労働者の適用促進に関する事業主説明会の開催に当たっては、引き続き都道府県会との連携を図ること。

ハ 未手続事業が多く、事務組合が設立されていない商業・サービス業等の団体については、労働保険事務組合設立協力員を活用する等当該事業主団体に対して事務組合の設立を促し、団体傘下の未手続事業の解消を図ること。

また、事務組合の母体団体に加入しながらも、未手続のままとなっている事業については、当該事務組合を通じ、委託加入を促進することによりその解消を図ること。

(4) 一元適用事業における片保険事業の早期解消

イ 労災・雇用両保険の適用事業である一元適用事業でありながら、いまだに一方の保険の成立手続のみにとどまっている事業（雇用保険被保険者がおらず、労災保険の適用労働者のみの事業等制度的に片保険になるものを除く。以下「片保険事業」という。）に対しては、署・所とも連携の上、年度更新事務説明会等のあ

らゆる機会をとらえて強力に指導を行い、それでもなお成立手続を取らない場合には、職権により成立手続を行い、保険料を認定決定すること。

ロ 署・所に一元適用事業から一方の保険に係る「保険関係成立届」が新規に提出された場合には労働局及び署・所間の連携により成立手続を取らせ、新たな片保険事業の発生を未然に防止すること。

ハ 片保険事業の把握及び早期解消に当たっては、前記(1)ロに掲げている適用促進計画等を含めて計画的に取り組むとともに、加入促進の状況についても、前記(1)ニと同様に記録を整理保管すること。

3 労働保険の保険料の適正徴収

(1) 年度更新の的確かつ円滑な実施

イ 年度更新の実施に当たっては、平成16年2月10日付け基徴発第0210001号「平成16年度の年度更新等業務について」に留意の上、適正かつ円滑に実施すること。

また、労働保険料の徴収過不足の発生を未然に防止するため、労働者、役員の範囲等の基本的事項について一層の周知に努めるとともに、事業主の申告を適切かつ効果的に確認することにより、申告・納付が適正に行われるよう努めること。

ロ 年度更新に係る労働保険適用徴収システム（以下「適用徴収システム」という。）処理業務については、平成16年3月29日付け基業発第0329001号「平成16年度労働保険適用徴収システム処理業務について」の「3 年度更新に係るシステム処理」に留意の上、迅速かつ的確に行うこと。

ハ 二元適用事業に係る保険料申告書に関する窓口での受付のあり方については、今後本省においてさらに検討することとしているが、当面、平成16年度の年度更新時においては、二元適用事業で労災保険料に係る申告書と雇用保険料に係る申告書が同時期に提出されてきた場合等には、例えば実行上の措置として、当該申告書について、署又は所において一括して受け取り、労働局に回送するなど、その実情等に応じて事業主の便宜が図られるよう努めること。

(2) 効率的な算定基礎調査の実施

労働保険料算定基礎調査（以下「算調」という。）については、労働保険料の徴収業務における重要な業務として従来から取り組んできているが、毎年、労働保険

料の徴収過不足を来している事業が相当みられ、会計検査院からその徴収過不足について厳しい指摘を受けているところである。

算調の目的は、労働保険料の適正徴収を確保し、費用負担の公平を期することであることから、労働局においては、必要な業務量を確保し、算調実施要領に基づき適正な実施計画を策定すること。

また、次の点に留意し、効果的、効率的に実施すること。

イ 算調は、原則として事業場への立入検査により実施すること。ただし、算定基礎賃金や労働者性の誤り等単に事業主の理解不足による徴収過不足が相当の割合で認められるような事業その他可能なものについては、呼出又は集合算調を実施するなどの工夫を加えること。

ロ 労働保険料の申告内容等に疑義があるものについては、優先的に算調の対象とし、時機を逸することのないよう実施すること。

ハ 労災保険又は雇用保険に係る保険事故の発生を契機として成立手続を行う事業に係る保険料については、時効の成立しているものを除き、当該事業が開始された日まで遡及して適正に徴収することができるよう、的確な算調を実施すること。

ニ 社会保険・労働保険徴収事務センターで実施する事業所調査については、15年度の実施状況を踏まえ、適切に共同調査対象事業所を選定し、計画的に実施すること。

(3) 実効ある滞納整理の実施

イ 滞納整理に当たっては、収納未済歳入額の動向を見極め、多額の保険料を滞納している事業主及び事務組合を重点とするとともに、社会保険と労働保険の徴収事務一元化へ適切に対応する等実効ある滞納整理実施計画を策定し、計画的に取り組むこと。

ロ 社会保険と労働保険の徴収事務一元化に関し、平成16年度からは社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて共通滞納事業所に係る滞納整理を実施することに伴い、平成16年3月23日付け基徴発第0323001号・庁保険発第0323001号「社会保険・労働保険徴収事務センター事務取扱要領の改正について」に留意の上、適正かつ円滑に実施すること。

ハ 納入督促は、単に文書又は電話にとどまらず、訪問等を積極的に行うとともに、事業の経営状態を把握した上で「納入計画書」、「債務承認書」等を徴すること

により債権の時効中断の措置を適切に講じ、適切な債権管理に努めること。

なお、この場合においては、実施した措置の内容等については滞納処分事蹟票等によりその事蹟を残し、事後処理の適正化を図ること。

ニ また、社会保険事務所、税務署等他の関係行政機関との連携を図りつつ、差押え等の励行により滞納整理を実施すること。

ホ 滞納者の財産調査等は、財産の差押え等の強制処分の執行、執行停止及び不納欠損処理を行うために不可欠であるので、適正に実施すること。

ヘ 高額滞納事業場・徴収困難事業場に係る滞納整理については、プロジェクトチームを結成する等の組織的な対応も検討すること。

(4) 地域事情等を勘案した業務運営

上記(2)及び(3)の業務を行うに当たっては、労働局で投入可能な主体的能力の実情と地域における課題の重要性を十分に勘案しながら、実施可能な範囲で、計画的・効率的な業務運営に努めること。

(5) 決算業務の的確な処理

決算業務に当たっては、適用徴収システムでの入力、帳簿への記載等が非常に重要であり、その日々の積み重ねが円滑な決算につながることを認識するとともに、職員相互の連携体制を確立し、債権管理等の点検、確認を怠ることなく、別途送付する「決算事務の要点」等によりの確な処理を行うこと。特に平成15年決算は官庁会計事務データ通信システム（以下「ADAMS」という。）による初めての決算処理となるため、留意すること。

また、例年、担当者が1人で処理を行っているがための不突合等が見受けられるため、最終確認は必ず複数人により行うこと。

なお、決算に係る適用徴収システム処理については、平成16年3月29日付け基業発第0329001号「平成16年度労働保険適用徴収システム処理業務について」の「2 決算に係るシステム処理」に留意の上、迅速かつ的確に行うこと。

(6) 収納事務に関する不正事故防止対策

職員による労働保険料の横領事件が平成15年に3件発覚し、適用徴収業務全体の信頼を損なう事態となった。

収納事務に関しては、徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）及び平成15年8月28日付け基徴発第0828001号「収納事務等に関する牽制体制について」により指

示しているところであるが、各級管理者においては細心の注意を払い、適正な事務処理の徹底及び牽制体制の確立に万全を期すこと。

なお、不正事故防止の観点から、現金領収証書等の管理及びスタンプ領収の運用については特に厳格に行い、滞納整理を行うときは職員の安全面の観点からも、管理者に対する交通手段及び訪問先の事前報告並びに帰庁後の報告を徹底させること。

(7) 雇用保険印紙をめぐる不正防止対策

平成12年度に雇用保険印紙の大量購入、不適正使用による不正事案が発生し、その後も不適正と思われる大量購入がみられることもあり、平成16年度においても、新規に雇用保険印紙購入通帳を交付する事業主等に対する所在確認を徹底し、大量購入を行っている事業に対する算調を実施するとともに、平成16年1月28日付け基徴発第0128001号「平成16年度用雇用保険印紙購入通帳の仕様及び雇用保険印紙購入通帳の有効期限の更新並びに新規交付等に関する留意事項について」により、雇用保険印紙をめぐる不正防止の一層の徹底を期すこと。

なお、不適正と思われる大量購入等を速やかに把握するには、事業ごとの販売状況を随時確認することが有効であることから、労働局においても、適用徴収システムを十分に活用し、適用事業ごとの印紙販売状況の迅速な把握に努めること。

(8) 社会保険及び労働保険に係る徴収事務の一元化への適切な取組

社会保険と労働保険の徴収事務の一元化については、昨年10月に社会保険・労働保険徴収事務センターが設置されたところであるが、同センターとして実施する年度更新、算調及び平成16年度から加わる滞納整理について、連絡協議会等の場において社会保険部局と調整し、また、徴収主務課室と署が適切に連携した上、適正かつ円滑に実施すること。

4 事務組合の一層の活用、育成・指導等

(1) 事務組合の一層の活用

事務組合が労働保険の適用促進及び労働保険料の適正徴収において果たしている役割は極めて大きく、特に、中小零細事業の労働保険事務の円滑かつ適正な処理とともに、行政事務の簡素効率化にも資することから、事務組合の一層の活用を図る必要があること。

(2) 事務組合の育成・指導

イ 事務組合に対しては、その母体団体の種類、事務処理能力の実情等を考慮しつつ、できる限り委託事業数の増大が図られるようその育成に努めること。また、委託事業主との委託契約を安易に解除することなく、委託契約を継続するよう指導すること。

ロ 母体団体としての基盤が脆弱である等の事情により労働保険事務の円滑な実施が困難と認められるものについては、当該事務組合及び委託事業主の理解と協力を得て、委託替えの促進等を図り、当該事務組合及び委託事業主に係る労働保険事務が円滑に実施されるよう努めること。

ハ 都道府県会が行う研修活動等の事務組合の育成事業に協力するとともに、事務組合に対しこれらに積極的に参加するよう指導すること等により、事務組合職員の資質の向上を図ること。

なお、事務組合制度の効果的な運用を図るため、事務組合に対し全国労保連の都道府県会への加入を積極的に勧奨し、その組織の充実が図られるよう努めること。

ニ 事務組合の指導等については、昭和51年5月17日付け発労徴第32号「労働保険事務組合指導員の設置等について」等を踏まえ、労働保険事務組合指導員の活用を図ること。

(3) 事務組合の監督・指導

最近の事務組合による不正事故の発生を踏まえ、事務組合の監督・指導計画を策定する際には、平成15年11月28日付け基徴発第1128001号「労働保険事務組合の不正事故の防止等について」（昭和59年12月28日付け発労徴第88号「労働保険事務組合の不正事故の防止等について」及び昭和60年1月18日付け発労徴第6号「労働保険事務組合の不正事故の防止等について」）を遵守しつつ、以下の点に留意の上、計画的かつ定期的に全事務組合を監督・指導すること。その際には、内部の牽制体制など適正な業務執行について十分指導を行い、不正事故を未然に防止すること等により、事務組合制度の信頼の確保に努めること。なお、不正事故につながるような情報を入手した場合には、速やかに本省に報告すること。

イ 監督・指導に当たっては、事務組合の運営が、認可基準及び事務組合が定めた労働保険事務処理規約等に適合して行われているかを確認することはもとより、過去に監督・指導を行った際に、労働保険事務処理や労働保険料の保管等に関し

て不適正であるとして指摘した事項が是正されているかどうかを必ず確認すること。

なお、事務組合の運営に疑義がある場合には、速やかに臨時の監督・指導を行うこと。

- ロ 労働保険料の滞納額が増加し、又は恒常的に生じている事務組合に対しては、現金出納簿、労働保険料滞納事業場報告書、領収書等により労働保険料等の預り金の受領・納付状況について、重点的に監督・指導を行うこととし、これら事務組合の監督・指導を行うに当たっては、必要に応じ、事前に一定範囲の委託事業主に対して、直接その納付状況を確認すること。

なお、滞納が事務組合、委託事業主のいずれの責に帰すべきかを確認し、速やかに時効中断措置を含めた滞納整理を行うとともに適切な債権管理を行うことはもちろんのこと、事務組合の責に帰すべき事由に基づくものであって重大かつ悪質なものについては、その認可の取消を行うとともに、刑法に抵触すると判断されるものについては当該人の刑事告発を検討すること。

- ハ 事務組合に対する監督・指導の際には、併せて、当該事務組合の委託事業に対する算調も行うなど効率的な指導を行うこと。

- ニ 以上の監督・指導を行うに当たっては、労働局内各部署の関係者及び必要に応じた署・所間の連携が極めて重要である点に、特に留意すること。

- ホ 事務組合の不正事故の未然防止を図るため、都道府県会との連携を密にすること。

(4) 平成16年度の労働保険事務組合報奨金について

労働保険事務組合報奨金については、制度のより安定的な運用を図る必要があることを踏まえ、労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令等の一部を改正し、平成16年4月1日から施行するので、留意すること。

第2 業務運営に当たっての配慮事項

1 適用徴収システムの運用について

(1) 適用徴収システムの円滑な運用

- イ 適用徴収システム処理業務並びに端末装置の運用管理については、平成12年3月23日付け労徴発第22号「労働保険適用徴収システム処理手引」の改定

について」等により示しているところであるので、同通達等に基づき、担当者等に対する適用徴収システム処理業務の習熟を図るとともに端末装置の適正な運用管理に努めること。

ロ 入力帳票等の審査・入力、他のシステムとの間での端末装置使用に係る調整等について、労働局の実情に応じたシステム業務処理体制の確立を図ること。

ハ 平成15年10月27日からの電子申請開始、平成16年1月19日からの電子納付開始に伴い、電子申請機能の適正な運用及び電子申請・納付について迅速な業務処理を行うこと。

ニ 適用徴収システムをめぐる職場環境の整備に努めることとし、職員の作業管理及び健康管理を的確に行うこと。

(2) 適用徴収システムの積極的な活用

イ 労働局に設置されている徴収業務サーバ（CS）で管理されている各種情報については、徴収検索処理端末装置（ST）の各種機能を用いてその活用を図ることにより、適用徴収業務のより効果的な支援が期待されることから、労働局の業務の実情等に応じ積極的な活用を図ること。

このため、平成13年10月に、特定の署に新たに徴収検索処理端末装置（K-ST）及び徴収業務プリンタ（K-SP）を設置し、署から徴収業務サーバ（CS）の検索・印書を可能としたところであるので、署の業務の実情等に応じた機能の積極的な活用を図ること。

ロ 市町村合併等に伴う所在地の変更処理については、平成15年度から処理依頼があった場合、すべて本省で一括処理することとしているが、処理件数に対応するため、平成16年3月5日付け基業発第0305002号「市町村合併による所在地変更等の本省一括処理の変更について」により示しているとおり、実施時期等について改善を行ったので活用すること。

また、市町村合併等に関する情報の収集を行い、その情報を把握した場合には、速やかに労働保険徴収業務室に提供するとともに、システム処理に関する協議を行うこと。

ハ 市町村合併に関連し、事務組合合併処理の改善を平成16年1月23日付け基業発0123002号「労働保険事務組合の合併による事務組合整理番号統合等の本省一括処理について」により示しているとおり、平成16年度から実施（10月予

定)するので活用すること。

2 ADAMSの労働保険特別会計での運用について

労働保険特別会計においては平成15年4月からADAMSの運用が開始されている。従来の業務取扱いについて変更となった部分については、徴収関係事務取扱手引Ⅰ（徴収・収納）等により指示してきたところであるが、決算時期については、別途送付する「決算業務の要点」等によりの確な処理を行うこと。

3 広報活動の強化

- (1) 広報活動の実施に当たっては、創意工夫を図って地域の実情に即した効果的なものとする。

なお、必要に応じ全国労保連の都道府県会、都道府県社会保険労務士会等の協力も得るよう努めること。

- (2) 労働保険制度の周知を図るためには、全国的に期間を限定して広報活動を行うことが効果的であることから、毎年10月を「労働保険適用促進月間」として定め、全国一斉に労働保険制度の広報活動を展開しているところである。労働局においても別途指示するところにより、一層の効果的実施に努めること。

4 職員研修の実施

職員研修については、本省において、労働保険適用徴収専門研修を実施する予定であること。

また、平成16年度に新たに徴収主務課室に配属された職員に対しては、労働局において労働保険適用徴収専門研修受講者等を中心に、適宜研修を実施すること。

その際、労働局において、必要な事項について、地域の実情に即したきめ細やかな研修を実施し、職員の業務執行能力の向上に努めること。

5 社会保険労務士の活用等

- (1) 社会保険労務士制度は、労働保険の適用徴収業務の推進を図る上で、重要な役割を担っているところであり、年度更新時における臨時相談員又は指導員への委嘱等その積極的な活用に努めること。

(2) 労働保険の適用徴収に関連して、社会保険労務士制度の健全な発展及び労働保険制度の適正な運営に資するため、社会保険労務士が行う労働保険に係る申請書等の作成、提出代行、事務代理の適正化と、その事務の指導に留意するとともに、社会保険労務士及び社会保険労務士法人が関与する不正事案が発生した場合には、労働基準部監督課と連携し、対処すること。

6 綱紀の保持

綱紀の保持は労働保険適用徴収業務のみならず労働行政の要諦であり、一件の不祥事であっても労働保険適用徴収業務全体あるいは労働行政全体に対する信頼を損なうことを十分自覚すること。

とりわけ労働保険適用徴収業務は金銭を直接取り扱う業務であること等を十分踏まえ、今後も細心の注意を払い、綱紀の保持に万全を期すとともに、国家公務員倫理法による国家公務員としてのモラルの保持に努めること。

なお、職員による労働保険料の不正事故の対応策を第1の3(6)に記載したので留意すること。

また、労働保険適用徴収業務が、労働行政全体を財政的に支えるための極めて重要な業務であることを十分認識し、これに従事する職員が誇りをもって業務に取り組むことができるよう、あらゆる機会を通じて士気の高揚に努めるとともに、処理困難な業務が特定の職員に任せ切りとなることのないよう常に組織的な業務の推進に努め、職員管理の適正を期すこと。